

議案説明書

こども福祉部 こども課

提出議会：令和5年第1回定例会

1 案件名

議案第36号 佐野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の改正について

2 概要

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に、児童の安全の確保及びバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定が加えられたことに伴う改正

3 理由及び趣旨、目的、内容等

- (1)放課後児童健全育成事業者が安全計画を策定し、職員や保護者への周知を行い、職員への研修及び訓練を定期的を実施する旨の規定を追加する。（第7条の2）
- (2)放課後児童健全育成事業者が自動車運行時に利用者の所在確認をする旨の規定を追加する。（第7条の3）
- (3)放課後児童健全育成事業者が業務継続計画を策定し、職員への周知を行い、職員への研修及び訓練を定期的を実施するよう努める旨の規定を追加する。（第13条の2）
- (4)放課後児童健全育成事業者が感染症等に対する職員の研修及び訓練を定期的を実施するよう努める旨の規定を追加する。（第14条）

4 その他の事項

施行日 令和5年4月1日

第7条の2の規定の適用については、令和6年3月31日までの経過措置あり。